

R7年度 高松市東京圏Uターン移住支援事業補助金

東京 神奈川
埼玉 千葉 から
東京圏

高松市への移住で

基本額

2人以上の世帯 **80万円**、単身 **50万円**
を交付
18歳未満の子ども
一人につき **+ 100万円**※1

さらに

- ・新婚世帯※2 + 12万5千円※3
- ・自治会加入又は地域コミュニティ活動 + 2万5千円
- ・居住誘導区域内に居住 + 5万円※4

※1・2 いずれか一方のみ

※3 R7.3.31までに転入した世帯は5万円

※4 R7.3.31までに転入した方は単身5万円・世帯10万円

主な対象要件は裏面をご覧ください

移住支援金の給付を受けるためには、以下の①～③の要件を全て満たしている必要があります。（※要件の詳細は、HPを御確認ください。）

①移住元要件

東京23区に住所を有していた場合

- ☐住民票を移す直前に連続して1年以上東京23区に住所を有していた
- ☐移住する直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区に住所を有していた

東京圏に在住し東京23区に通勤していた場合

- ☐住民票を移す直前に連続して1年以上東京23区へ通勤
- ☐移住する直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区へ通勤

※居住と通勤の期間は合算可

※東京圏から東京23区の大学等への通学期間は通勤期間に算入可

②移住先要件（いずれも）

- ☐高松市へ転入後、**3か月以上1年以内**である
- ☐移住支援金の申請日から**5年以上**、高松市に継続して居住する意思がある

③就業等要件（いずれか）

就業（一般）に関する要件

- ☐香川県が運営するマッチングサイト「ワクサポかがわ」に掲載された求人に応募して就業し、**3か月以上**在職

就業（専門）に関する要件

- ☐香川県プロフェッショナル人材戦略拠点が実施するプロフェッショナル人材事業を利用して就業又は国が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業

テレワークに関する要件

- ☐自己の意思で移住し、引き続き業務を**週20時間以上**テレワークで実施（原則、恒常的に通勤しない）

関係人口に関する要件

- ☐高松市が認める「関係人口」に該当（転入時期によって要件が異なるため、詳細はHPへ）

起業に関する要件

- ☐香川県の起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）の交付決定を受けて起業

申請期間

令和7年4月1日～令和8年2月27日（予算上限に到達し次第終了）

昨年度の補助実績

23件

お問合せ

高松市 政策局 政策課 地域活力推進室

☎ 087-839-2143

✉ seisaku@city.takamatsu.lg.jp

申請書のダウンロードはこちら

もっと高松



オンライン移住相談はこちら

高松市移住ナビ

